

# 枚方市自立支援協議会の設置要綱についての質問と提案

2026年1月29日 第18回枚方市自立支援協議会

枚方市自立支援協議会委員 安田 雄太郎

## 1. はじめに

2024年2月21日に開催された第16回枚方市自立支援協議会でも明らかになったように、自立支援協議会について、「委員の依頼期間の終了を行政も幹事会も失念しており、空白期間が生じた」「行政が非公表と説明しているにもかかわらず、議事録が実名で公表されていた」「枚方市障害者計画等策定の意見聴取が形式的で、実質的に意見を反映させるのが困難なスケジュールになっていた」「会議当日に用意が間に合わなかった幹事会や専門部会の資料、議事録案の訂正・作成について、会長（座長）から速やかに各委員に送付等するように要請があったにもかかわらず、7か月以上かかった」「副幹事長が決まっていない」など、問題が散見されました。

また、地域生活支援拠点について、なぜ未整備の部分があるのか、行政が「枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会」で説明できず、「自立支援協議会幹事会で議論している」としか答えられない状態がありました。

さらには、会長（座長）も知らない間に設置要綱が改定されるという「違反」まで横行しています。

これらは自立支援協議会の運営にとどまらず、枚方市の障害福祉行政全般に影響することから、問題の原因について明らかにし、解決策を提案していく必要があると考えます。

## 2. 問題の原因

問題は主に、枚方市の障害福祉施策の決定における「プロセスの不透明」と審議会等での質問や要望に対する「行政の不十分または不誠実な対応」の2つにまとめられると思います。

「プロセスの不透明」は、行政と民間（事業者や団体等）の協議が不十分であるという問題であり、その意味で、原因は、自立支援協議会にあると考えます。枚方市の障害福祉施策の決定・運用状況の全体を自立支援協議会で把握・管理するという方針のもとで運用されてきたと認識しており、その方針自体が誤っているわけではないので、自立支援協議会の在り方に原因があるということになります。

在り方の具体的中身は、自立支援協議会の「構成」であり、「人材不足」「行政職員の業務量過多」がこれに拍車をかける構造になっていると考えます。

「構成」について、全体会が年に1回の開催であることから、実質的な協議をする機関は幹事会となっています。幹事会の構成が相談支援センターと行政のみであることは、多様な立場・利害という観点や自立支援協議会の法的位置づけからみても問題があると考えます。

「人材不足」や「行政職員の業務量過多」により、審議会等で出された質問や要望への対応方針とそ

の説明などの進捗管理を十分できる人的体制が取れない結果、「漏れ」がでる一方、行政としては「幹事会が全体管理をしているから、幹事会にだけ注意すればいい」という意識になり、幹事会で意見が少なければ、遂には幹事会で議論されていない内容も「幹事会で議論した」となっていく、その結果が「行政の不十分または不誠実な対応」として顕れていると思います。

さらに言えば、幹事会が「行政の不十分または不誠実な対応」の「言い訳」に利用されているようにもみえます。もっと言えば、行政が幹事会に依存しているとさえみえます。「枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会」委員の推薦基準である「連続して5期又は10年以内」という基準を満たすことができなくなった長尾幹事長を2023年に自立支援協議会幹事長として事務局（行政）側に出席させて、行政の代わりに答えさせるものの、行政の見解なのか誰の見解なのか混乱した事態は、依存とも受け取れます。

この構造が深まった結果、後述するように、設置要綱が会長（座長）も知らない間に改定されるという「違反」まで横行するような事態が発生しています。

### 3. 設置要綱について

現行の枚方市自立支援協議会設置要綱（令和7年3月31日 枚方市要綱第18号）に改定される前の設置要綱（令和5年1月19日 枚方市要綱第70号）について、2023（令和5）年3月1日の第15回枚方市自立支援協議会で改定結果が報告されましたが、いかなる理由で何が改定されたのか、説明はありませんでした。

改定の主な内容は、以下のとおり。

- 「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」「会長は、会務を総理し、協議会を代表する。」「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」が削除され、代わりに「協議会は、その会議の円滑な進行のため、座長及び副座長を置く。」「会議は、その進行方法に関する事項を除き、取決を行わないものとする。」が追記。
- 「協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。」「協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」が削除された。
- 「幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する幹事の互選で定める。」が削除され、代わりに「幹事会は、その会議の円滑な進行のため、幹事長及び副幹事長を置く。」が追記。
- 「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」が削除され、代わりに「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。」が追記。

これらの内容からは、会長及び委員の権限を弱め、行政及び幹事会の権限を強める以外の意味を読み取れません。

「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」とあるにもかかわらず、協議会委員に諮られていないどころか、会長ですら知らない間に設置要綱が改定されるのは要綱違反であり、改めるべきです。

自立支援協議会の運営の基礎となる設置要綱の欠陥が、前述の諸問題の一因であることは否定しようがなく、問題解決の前提として設置要綱の改定が必要と考えます。

#### 4. 課題の解決に向けて

地域生活支援拠点の整備が完了するまでに、検討開始から10年近くかかる理由が未だに明らかではない一例に象徴されるように、自立支援協議会が十分に機能しておらず、相談支援センターと行政のみで構成される非公開の幹事会の在り方を変えることが、課題解決の前提になると考えます。

自立支援協議会において相談支援センターが重要な役割を担うことは十分理解していますが、同時に、自立支援協議会の法的位置づけからも、相談支援センターと行政以外の立場から協議に参画する必要があり、学識経験者や相談支援以外の障害福祉サービス事業者、障害当事者等を含めた実質的な協議が必要です。

また、自立支援協議会の会計について、内部から疑義が出ており、相談を受けることがあります。自立支援協議会の会計報告を全体会で実施すべきと考えます。

以上の理由により、以下に質問及び提案します。

#### 5. 協議会の庶務を担当する障害企画課への質問

質問1. 令和5年1月の設置要綱改定について、誰の提案で、いかなる理由で、どのような手続きを経て改定されたのでしょうか。

質問2. 改定前の設置要綱（平成25年3月29日制定 枚方市要綱第45号）第11条には、「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」とあるにもかかわらず、協議会委員に諮られていないどころか、会長ですら知らない間に設置要綱が改定されています。設置要綱に違反していることは明らかであり、改定は無効であると考えますが、なぜ違反されたのでしょうか。

## 6. 提案—設置要綱改定案

以下に、設置要綱の改定案を提案します。

### 第3条（構成）

#### 【現行】

第3条 協議会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、健康福祉部福祉事務所長及び次に掲げる者とする。

- (1) 障害者相談支援事業に係る事業所を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### 【改定案】

第3条 協議会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、健康福祉部福祉事務所長及び次に掲げる者とする。

- (1) 障害者相談支援事業に係る事業所を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 関係機関等を代表する者
- (5) 障害当事者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### 第4条

#### 【現行】

第4条（進行方法） 協議会は、その会議の円滑な進行のため、座長及び副座長を置く。

2 会議は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

#### 【改定案】

第4条（会長及び副会長） 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 追加

第6条（会議） 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

## 第6（7）条（幹事会）

### 【現行】

第6条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、健康福祉部福祉事務所長及び第3条第2項第1号の委員で組織する。

3 幹事会は、その会議の円滑な進行のため、幹事長及び副幹事長を置く。

4 第4条第2項の規定は、幹事会について準用する。

### 【改定案】

第7条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、健康福祉部福祉事務所長及び第3条第2項第1号の委員及び同第2号の委員及び同第3号の委員数名、その他の委員から立候補した者で組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する幹事の互選で定める。

4 第4条及び前条の規定は、幹事会について準用する。

## 追加

第●条（会計報告） 協議会の会議に年1回、会計報告をおこなう。

## 第10（11）条（補則）

### 【現行】

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 【改定案】

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

以上